

京都大学マッチングサイト規約

令和5年8月24日

京都大学学務部長裁定制定

(趣旨)

第1条 この規約は、国立大学法人京都大学（以下「本学」という。）の学生と企業等がお互いの理解を深めるとともに、学生が職業及び仕事についての認識及び理解を深め就職につなげていくために、京都大学学務部が管理・運営するキャリアサポートセンターマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において「学生」とは、本学の学生（非正規学生は含まない。）をいう。

2 この規約において「企業等」とは、企業又は国若しくは地方公共団体の行政機関その他の団体をいう。

3 この規約において「オファー」とは企業等から学生へ、「コンタクト」とは学生から企業等へ、個別に連絡することをいう。

(事務局)

第3条 マッチングサイトの運営のため、学務部にキャリアサポートセンターマッチングサイト事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(マッチングサイトの利用申込及び利用決定)

第4条 マッチングサイトの利用を希望する企業等は、学務部長（以下「学務部長」という。）より別途告知されたマッチングサイトの利用申込に関する注意事項及び利用申込の方法に従い、定められた期限までに、本規約の内容に同意した上で利用申込をするものとする。

2 学務部長は、次の各号に掲げる事項を勘案して、利用の許可又は不許可を決定し、その結果を前項により利用申込をした企業等に通知する。

(1) 企業等の事業内容、本学の卒業生の採用実績等

(2) 前号に掲げる事項のほかマッチングサイトの利用にあたって本学が考慮すべき一切の事情

3 企業等は、利用許可決定後に利用を取り止める場合は、直ちに書面又は電子メールにて学務部長にその旨を申し出なければならない。

4 前項の申出は、当該申出に係る書面又は電子メールが事務局に到達することをもって、その効力を生ずる。

(利用許可決定の取消等)

第5条 学務部長は、次の各号の一に該当する場合、当該企業等に対して事前に通知することなく、前条第2項の規定に基づき行ったマッチングサイトの利用許可決定を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 企業等がこの規約に違反し、又は違反するおそれがあると学務部長が認めるとき。
 - (2) 企業等が前条第1項に定める利用申込その他利用に係る手続において虚偽の申出をしたことが判明したとき。
 - (3) 企業等が第13条第1項に規定する反社会的勢力に関係する者であると本学が認めるとき又は第13条第2項に規定する行為を行なったとき若しくは行うおそれがあるとき。
 - (4) 本学において、管理上の事由が生じたとき。
- 2 学務部長が前項（第4号の場合を除く。）の規定により利用許可決定を取り消し、又は利用を中止させた場合、本学は、これにより当該企業等に生じた損害を賠償する責めを負わない。

（利用料等）

第6条 マッチングサイトを利用する企業等は、本学に利用料を支払わなければならない。ただし、企業等がマッチングサイト利用開始日より前に、第4条第3項により利用を取り止めた場合は、この限りでない。

- 2 利用料の額及び利用期間は、別表1に定めるとおりとする。
- 3 企業等は、請求書発行日の翌々月末までに、本学の指定する方法により利用料を支払わなければならない。
- 4 企業等が利用開始日以降に利用を停止した場合、理由のいかんにかかわらず利用料は返金しない。
- 5 前4項の規定にかかわらず、本学が主催するキャリアフォーラム（京都大学キャリアフォーラム規約（令和4年3月17日京都大学学務部長裁定）に定めるものをいう。）又はオンラインキャリアフォーラム（京都大学オンラインキャリアフォーラム規約（令和4年3月17日京都大学学務部長裁定）に定めるものをいう。）に出展する企業等がキャリアフォーラム又はオンラインキャリアフォーラムの出展申込と同時に第4条第1項のマッチングサイトの利用申込を行う場合における利用料の額及び利用期間は、別表2に定めるとおりとする。ただし、学務部長が必要と認める場合は、利用期間を個別に定めることができるものとする。

（企業等の利用内容）

第7条 企業等は、マッチングサイトの利用にあたり、企業等の情報、担当者情報及びコンタクト受付の可否を登録するものとする。

- 2 企業等は、次の各号に掲げる事項については任意で登録することができる。ただし、任意で登録する事項に係る内容の正確性及び当該事項に含まれる個人情報の適正な取扱い等については、企業等において一切の責任を負うものとする。特に当該事項に含まれる個人情報

については、登録することによりマッチングサイトを介して学生に提供されることについて、登録前に本人の同意を得なければならない。

- (1) イベント情報
- (2) 博士課程学生向け求人情報
- (3) 本学卒業生の在籍名簿

- 3 企業等は企業等からのオファーを待つ意思を示している学生に対してオファーを出すことができる。

(企業等の遵守事項)

第8条 企業等は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第三者にマッチングサイトの利用資格を譲渡し、転貸し、又は交換すること。
 - (2) コンタクトに対して不誠実な対応を行うこと。
 - (3) コンタクト若しくはオファーにより得た学生の情報をマッチングサイトの利用目的以外の目的で利用し、又は第三者に伝えること。
 - (4) 学生に対するハラスメント又はハラスメントに類する行為を行うこと。
 - (5) マッチングサイトの画面を写真、動画等で撮影すること又はその他の媒体等に転載等すること。
 - (6) マッチングサイトに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害すること。
 - (7) マッチングサイト上でインターンシップや採用情報とは関係のない自社製品や他のマッチングサイト等の宣伝、広告、勧誘、営業を行うこと（本学が許可した場合を除く。）。
 - (8) 政治活動、宗教活動、その他のマッチングサイトの趣旨に反する活動を行うこと。
 - (9) 前各号のほか、他の企業等及び学生にとって迷惑となる行為を行うこと。
- 2 学務部長は、企業等が前項各号の一に該当する行為を行ったと認めた場合は、当該企業等に対して改善措置を命じることがある。
 - 3 企業等は、前項の改善措置命令に対し、速やかに改善措置を講じるとともに、改善策、改善状況等を学務部長に報告しなければならない。

(事務局への報告又は相談)

第9条 企業等及び学生は、マッチングサイト上での不具合や相互間の連絡に関する問題等が発生した場合には、遅滞なく事務局に報告し、又は相談するものとする。

(不可抗力等によるサイト運営の中断等)

- 第10条 天災地変、暴動、テロ、ストライキ、ロックアウト、政府機関の介入、大規模停電又は通信回線の事故、サーバー障害、その他本学の責めに帰することができない事情が発生した場合、マッチングサイトの運営を中断し、又はマッチングサイトの利用を中止することがある。
- 2 企業等は、前項の中断又は中止を理由として、本学に対する損害賠償請求を行うことはできない。

- 3 企業等は、第1項によりマッチングサイトが利用できなくなった場合においても、第6条第2項に定める利用料を支払わなければならない。この場合において、本学は当該中断又は中止に至った時期、理由その他諸般の事情を勘案して、企業等に対して、第6条第2項に定める利用料の全部又は一部を免除することがある。

(運営者の免責)

- 第11条 本学は、本規約に基づく運営者としての債務の履行及びマッチングサイトの利用に関して企業等又は学生に生じた損害について、本学の故意又は重大な過失による損害であることが明白な場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
- 2 マッチングサイトの利用にあたり、企業等と学生との間に生じたトラブルについて、本学は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

- 第12条 企業等は、マッチングサイトの利用にあたって、故意又は過失により本学に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 2 企業等は、本規約に定める事項に違反する場合又はマッチングサイトの利用にあたって本学から受けた指示若しくは命令に違反することにより本学に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 企業等は、他の企業等のマッチングサイト利用を妨げた場合、その他故意又は過失によって他の企業等に損害を与えた場合、自己の責任において誠実に損害を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

- 第13条 企業等は、第4条第1項の利用申込をもって、自己又は自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が経営を支配し、又は実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 企業等は、自ら又は第三者を利用して次の各号に掲げる行為を行わないことを確約しなければならない。

- (1) 脅迫的な言動又は暴力を用いた要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて本学若しくは学生の信用を毀損し、又は本学の業務若しくは学生の就職活動を妨害する行為
- (4) その他前 3 号に準ずる行為

(個人情報取扱い)

第 14 条 企業等は、マッチングサイトにて得た個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の法令に従い、適切に管理するものとする。

- 2 企業等は、自己の従業員等が行った個人情報の収集又は管理における問題が発生した場合、一切の責任を負うものとする。

(業務担当)

第 15 条 マッチングサイトの運営及びこれに付随する業務は、事務局が行う。

- 2 マッチングサイトを運営するうえで企業等に通知すべき事項は、書面又は電子メールで企業等に通知する。

(規約の変更)

第 16 条 学務部長は、次の各号に掲げる場合には、企業等の同意を得ることなくこの規約を変更できるものとする。

- (1) この規約の変更が、企業等の一般の利益に適合するとき。
- (2) この規約の変更が、マッチングサイトの目的に反せず、かつ、マッチングサイトの企画運営上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 前項による規約の変更にあたっては、規約の変更をする旨、変更後の規約の内容及び変更の効力発生日を、当該効力発生日までに相当な期間をおいて電子メールによる通知その他の適切な方法により、企業等に周知するものとする。

(その他)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、マッチングサイトの運営に関し必要な事項は、学務部長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 5 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 1 月 9 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

別表 1

事 項	金 額	備考
利用料	2 2 0, 0 0 0 円	消費税額及び地方消費税額を含む。

上記は、1 企業等あたりの利用期間単位の金額とする。

事項	期 間
利用期間	利用開始日（月の初日とする。）から 1 2 月を経過する月の末日までの 1 年間とする。

別表 2

事 項	金 額	備考
利用料	0 円	企業等が、キャリアフォーラム又はオンラインキャリアフォーラムへの出展申込と同時に、第 4 条第 1 項のマッチングサイトの利用申込を行った場合に限る。

事項	期 間
利用期間	キャリアフォーラム又はオンラインキャリアフォーラムに出展した日の属する月の初日から 1 2 月を経過する月の末日までの 1 年間とする。

学務部長が必要と認める場合は、利用期間を個別に定めることができるものとする。